

平成27年度

埼玉県医師会会員の皆様へ

団体医師賠償責任保険のご案内 — 一日医連携契約のご案内 —

(医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険)

本制度は埼玉県医師会を契約者とする
団体契約です。

団体割引20%が適用されておりますので、個別にご加入されるより割安となっています。



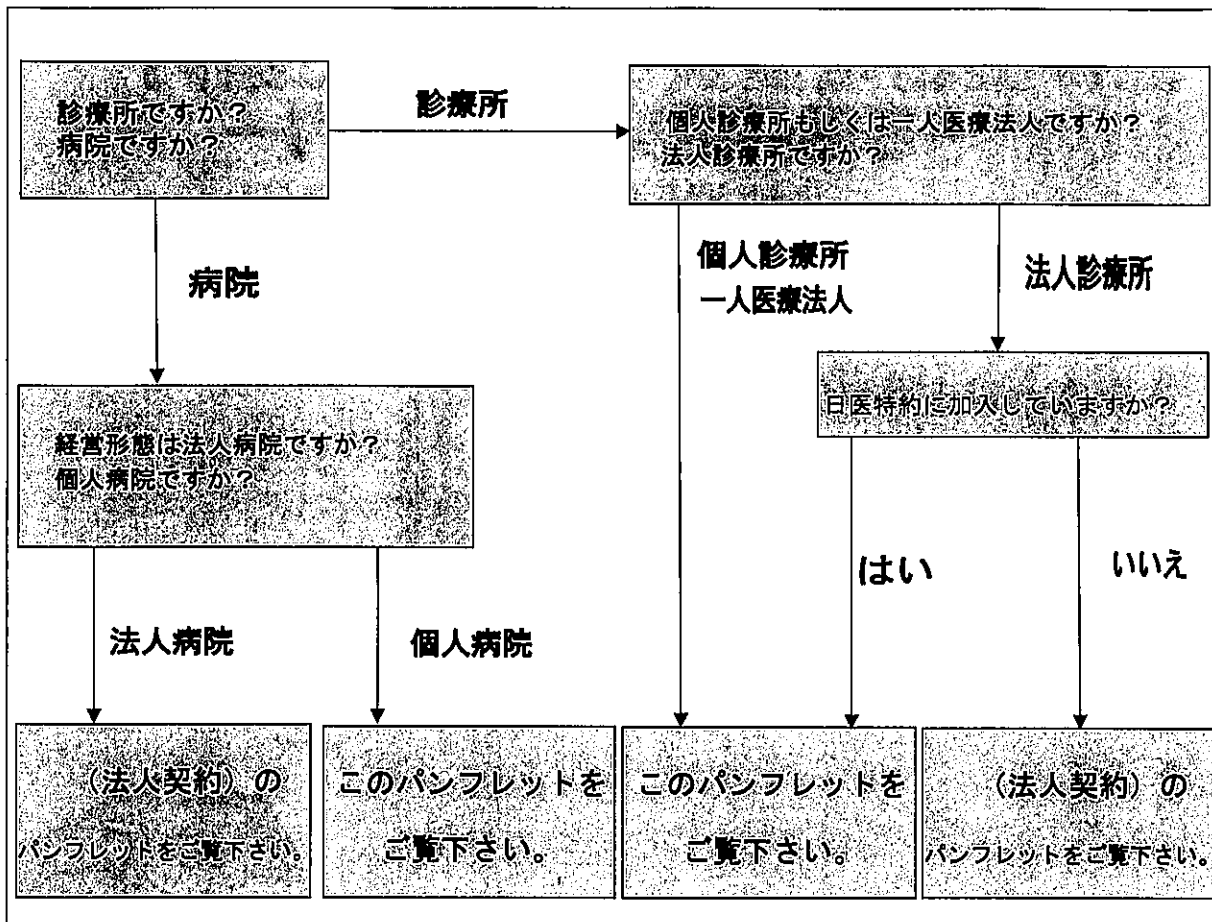
病院の場合、病床数により保険料が異なりますので、ご注意ください。



本制度では、埼玉県医師会医療事故紛争処理審査委員会が医事紛争解決のアドバイスをしています。

－加入にあたってのご確認－

下記フローチャートから契約種類をお選びください。



(照会先)

加入・変更等の受付一般

埼玉県医師会 医事・学術課 (取扱代理店：有限会社埼玉メディカル)

電話 048 (824) 2611 (代表)

048 (823) 9230 (有)埼玉メディカル)

住所 〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
埼玉県県民健康センター5F

医師賠償責任保険の詳細内容に関するお問合せ

東京海上日動火災保険株式会社 埼玉中央支店営業課

電話 048 (650) 8381

住所 〒330-9515 さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17号
シーノ大宮サウスウィング10階



ご加入内容に関する大切なお知らせ

【診療所を開設の会員】

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在のご加入タイプにて今年度のパンフレット等に記載の内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。（ご継続となります。）

【病院を開設の会員】

現在ご加入の方々につきましても、今年度のご加入にあたり、改めて「加入依頼書」と「告知事項申告書」のご提出が必要となります。病床数をご確認いただき、書類にご記入・押印いただいた上で、当団体までお戻しいただきますようお願いいたします。（自動継続とはなりません。）

※新規加入の場合は、「加入依頼書」「告知事項申請書」のご提出が必要となります。



保険期間

平成27年9月1日午後4時 ～ 平成28年9月1日午後4時

募集期間：平成27年7月17日(金)～平成27年8月14日(金)まで

募集締切日：平成27年8月14日(金)

※加入依頼書は別添の封筒で埼玉県医師会・医事・学術課宛にご返送ください。



保険料支払方法

1. 自動振替(医師信用組合のみ) 10月下旬頃振替
2. 銀行振込
 - a. 払込締切日 平成27年8月14日(金)
 - b. 振込先 埼玉りそな銀行 さいたま営業部 (普)0053523
(社)埼玉県医師会

●ご注意ください

法人立と個人立間の組織変更や病床数の変更を予定されている場合は、別途お手続きが必要となる場合がございますので、必ず事前に団体窓口、取扱代理店もしくは引受保険会社へご連絡ください。

* 中途加入は毎月20日を締切日としています。なお、中途加入の保険期間は申込月の翌月1日午後4時から平成28年9月1日午後4時までとなります。中途加入の場合の保険料払込方法は、上記口座に銀行振込でお願いします。また、払込期日は毎月(申込月)25日です。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。



本制度（団体医師賠償責任保険）の特長

安心

1. 医師賠償責任保険および医療施設賠償責任保険では、保険会社による示談交渉サービスが行われません。従って、医事紛争発生時には会員ご本人が相手方と示談を行っていただく必要があります。本制度では、埼玉県医師会医療事故紛争処理審査委員会が解決にむけたアドバイスを行います（医師賠償責任保険のみ）。
2. 医事紛争の解決にあたり、担当理事が医学的立場から保険会社に対して見解を述べる場が定期的に設けられています。（原則として、月1回医療事故紛争処理審査委員会を開催）

【次のような賠償金や費用の損害が保険金お支払いの対象になります。】

医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険にて保険金をお支払する事由により、患者等に身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）や財物損壊（医療施設賠償責任保険のみ）が発生した場合、または、医療施設賠償責任保険にて保険金をお支払する事由に伴い行われた不当行為によって、人格権侵害が発生した場合、被保険者はその相手方（患者等もしくはその遺族）に対し、法律上の損害賠償金を支払わなければならない場合があります。

また損害賠償金の他にも、（１）被害患者等に対する応急手当等の緊急措置費用、（２）訴訟になった場合は、訴訟費用や弁護士報酬（保険会社の事前の承認が必要です）、などの出費を余儀なくされる場合もあり得ます。この保険は、このような賠償金や諸費用を保険金としてお支払いする保険です。

- ①法律上の損害賠償金（被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償 等）
- ②争訟費用（弁護士費用、訴訟・仲裁・調停・和解に要する費用 等）
- ③他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止に必要なまたは有益な費用
- ④事故または人格権侵害発生時の応急手当等の緊急措置費用およびあらかじめ引受保険会社が同意した費用
- ⑤引受保険会社の要求に伴う協力費用

※上記①は、損害額から免責金額（医療施設賠償責任保険の場合のみ）を控除して、支払限度額を限度にお支払いします。

※上記②～⑤は、実額をお支払いします。ただし、②は損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

※上記①②③については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

※日本国外において行われた医療行為および、日本国外において行われた不当行為に起因する事故は担保されません。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。



本保険は日本医師会医師賠償責任保険を補完する位置づけです。

<日本医師会医師賠償責任保険(日医保険)の仕組みについて>

日医保険は日医A会員(A①・A②)の方が、自動的に加入されている保険であり、医療行為に伴いA会員個人が負担する、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害のうち、100万円を超えた部分を1億円を限度として(日医特約保険ご加入の場合は2億円限度)補償対象とする内容となっています。

日医保険では(1)100万円までの賠償金等の損害、(2)建物や設備の所有、使用、もしくは管理上の不備による賠償事故、(3)病院の食堂で提供した食事等による賠償事故、および(4)医療業務以外の業務に起因する損害は補償の対象となっておりません。そこでこれらを補完するのが本「日医連携契約」です。





医師賠償責任保険（日医連携契約）の内容

1. 医師賠償責任

医療業務の
遂行に起因
する損害



<医師賠償責任保険>

日本国内において、医師やその補助者である看護師等が医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、患者の生命・身体に障害が発生したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して1事故について100万円を限度（日医契約での自己負担額）に保険金を支払います（保険期間中の支払限度額は300万円となります）。

（保険期間中に事故が発見（※）された場合に限り、保険金を支払います。）

<刑事弁護士費用担保特約条項>

日本国内で行った医療業務に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、その刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して、500万円（保険期間中）を限度に保険金をお支払いします。

※対象となる事故について、被保険者が有罪となった場合は、保険金をお支払いできません。

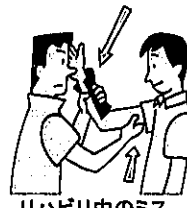
<事故例（主なもの）>



手術ミスによる賠償事故



誤診による賠償事故



リハビリ中のミス
による賠償事故

（※）被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。

◆この日医連携契約のご加入対象者（被保険者）は埼玉県医師会会員である次の方となります。

- ①個人診療所・個人病院の開設者、管理者
- ②一人医療法人の開設者、管理者
- ③日医特約に加入済みの法人診療所の開設者、管理者

◆この保険で対象とならない主な場合

- ①被保険者が業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力が専ら人力である場合を含みます）、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任
- ②名誉毀損または秘密漏洩に起因する賠償責任
- ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。但し、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任は除きます。
- ⑥日本国外で行われた医療行為に起因する賠償責任
- ⑦医師、看護師、X線技師その他被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任

2. 医療施設賠償責任

平成25年度から補償拡充！
人格権侵害事故を自動補償
(割増保険料なし)

医療業務以外の
業務に起因する
損害



<医療施設賠償責任保険>

(1) 対人・対物事故

次の事由に起因して、他人(患者さんに限らず、患者の家族・見舞い客等を含みます)の身体・生命を害したり、財物を損壊したことについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いするのは、対人・対物事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。

a. 病院や診療所施設(建物・設備)の構造上の欠陥または管理の不備

b. 医療業務以外の業務(病院運営業務等)遂行またはその結果

c. 生産物(医療業務以外で提供、販売した飲食物等)

(2) 人格権侵害事故

上記(1)a～cの事由に伴う不当行為(※1)による他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害(※2)について、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、不当行為が保険期間中に日本国内にて行われた場合に限ります。

(※1 不当行為とは、不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示をいいます。)

(※2 医療行為に起因する人格権侵害は補償されません)

<事故例(主なもの)>



設備の管理不備
によるケガ



病院の食堂で提供した食事
により食中毒が発生



病院の窓口において
事務職員が患者を侮辱
する発言を行い、患
者の名誉を傷つけた

◆被保険者(保険の対象となる人)について

左記(医師賠償責任保険)に同じ

◆この保険で対象とならない主な場合

(対人・対物事故、人格権侵害事故共通)

- ①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による医療業務の遂行に起因してその医療行為の対象となる者が被った身体の障害についての賠償責任
- ②医療施設の修理、改造または取り壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ③航空機、自動車、原動機付自転車または医療施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑤生産物、または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた物自体の損壊・使用不能による賠償責任
- ⑥昇降機の所有、使用または管理について、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑦被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物に起因する賠償責任
- ⑧医師、看護師、X線技師その他被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任

(人格権侵害事故のみ)

- ①医療行為に起因する損害
- ②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為に起因する損害
- ③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害
- ④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害
- ⑤被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害
- ⑥広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害

など



日医連携契約保険料 (団体割引20%適用の保険料を掲載しております。)

本パンフレットでご案内の保険料はご加入者数500名以上を前提としております。
加入者数が500名未満となった場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、中途加入の場合の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

●診療所を開設の会員

型	支払限度額						保険料 (1診療所・ 1年間につき)
	医療上の事故の場合 (医師賠償責任保険)		建物・設備の使用管理上等の事故 (医療施設賠償責任保険)				
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき	
a	100万円	300万円	100万円	200万円	10万円	1000円	6,190円
b	100万円	300万円	2000万円	4000万円	200万円	1000円	6,480円
c	100万円	300万円	5000万円	1億円	500万円	1000円	6,690円
d	100万円	300万円	1億円	2億円	1000万円	1000円	6,890円

《全プラン共通 (自動補償)》

全プランに、医療施設賠償責任保険の人格権侵害補償が追加されます。
支払限度額は、被害者1名につき1000万円、1回の不当行為につき1億円、
保険期間中につき1億円(免責金額1000円)となります。

●病院（一般病床数 99 床以下）を開設の会員

型	支払限度額						保険料（1ベッド・1年間につき）			
	医療上の事故の場合 （医師賠償責任保険）		建物・設備の使用管理上等の事故 （医療施設賠償責任保険）				一般病床	療養病床	精神病床	結核・ 感染症 病床
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき				
A	100万円	300万円	300万円	1800万円	30万円	1000円	1,920円	1,560円	190円	60円
B	100万円	300万円	2000万円	1億2000万円	200万円	1000円	2,050円	1,690円	380円	100円
C	100万円	300万円	5000万円	3億円	500万円	1000円	2,130円	1,770円	500円	120円
D	100万円	300万円	1億円	6億円	1000万円	1000円	2,200円	1,840円	610円	150円

●病院（一般病床数 100～199 床）を開設の会員

型	支払限度額						保険料（1ベッド・1年間につき）			
	医療上の事故の場合 （医師賠償責任保険）		建物・設備の使用管理上等の事故 （医療施設賠償責任保険）				一般病床	療養病床	精神病床	結核・ 感染症 病床
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき				
A	100万円	300万円	300万円	1800万円	30万円	1000円	2,340円	1,560円	190円	60円
B	100万円	300万円	2000万円	1億2000万円	200万円	1000円	2,470円	1,690円	380円	100円
C	100万円	300万円	5000万円	3億円	500万円	1000円	2,550円	1,770円	500円	120円
D	100万円	300万円	1億円	6億円	1000万円	1000円	2,620円	1,840円	610円	150円

●病院（一般病床数 200～299 床）を開設の会員

型	支払限度額						保険料（1ベッド・1年間につき）			
	医療上の事故の場合 （医師賠償責任保険）		建物・設備の使用管理上等の事故 （医療施設賠償責任保険）				一般病床	療養病床	精神病床	結核・ 感染症 病床
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき				
A	100万円	300万円	300万円	1800万円	30万円	1000円	3,160円	1,560円	190円	60円
B	100万円	300万円	2000万円	1億2000万円	200万円	1000円	3,290円	1,690円	380円	100円
C	100万円	300万円	5000万円	3億円	500万円	1000円	3,370円	1,770円	500円	120円
D	100万円	300万円	1億円	6億円	1000万円	1000円	3,440円	1,840円	610円	150円

●病院（一般病床数 300～499 床）を開設の会員

型	支払限度額						保険料（1ベッド・1年間につき）			
	医療上の事故の場合 （医師賠償責任保険）		建物・設備の使用管理上等の事故 （医療施設賠償責任保険）				一般病床	療養病床	精神病床	結核・ 感染症 病床
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき				
A	100万円	300万円	300万円	1800万円	30万円	1000円	3,270円	1,560円	190円	60円
B	100万円	300万円	2000万円	1億2000万円	200万円	1000円	3,400円	1,690円	380円	100円
C	100万円	300万円	5000万円	3億円	500万円	1000円	3,480円	1,770円	500円	120円
D	100万円	300万円	1億円	6億円	1000万円	1000円	3,550円	1,840円	610円	150円

●病院（一般病床数 500 床以上）を開設の会員

型	支払限度額						保険料（1ベッド・1年間につき）			
	医療上の事故の場合 （医師賠償責任保険）		建物・設備の使用管理上等の事故 （医療施設賠償責任保険）				一般病床	療養病床	精神病床	結核・ 感染症 病床
	対人1事故につき	対人保険期間中 につき	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額 対人・対物それぞれ1事故につき				
A	100万円	300万円	300万円	1800万円	30万円	1000円	3,400円	1,560円	190円	60円
B	100万円	300万円	2000万円	1億2000万円	200万円	1000円	3,530円	1,690円	380円	100円
C	100万円	300万円	5000万円	3億円	500万円	1000円	3,610円	1,770円	500円	120円
D	100万円	300万円	1億円	6億円	1000万円	1000円	3,680円	1,840円	610円	150円



100床以上の病院の保険料算出について

更新の場合 2009 年度～ 2013 年度（2009 年 4 月 1 日～ 2014 年 3 月末日）の 5 年間の損害率により割増率が決まります。

割増の適用対象	合計病床数が 100 床以上の病院 (割増は医師賠償責任保険部分の全種類の病床の保険料に適用されます。医療施設賠償責任保険には保険料の割増は適用されません。) ※全種類の病床とは一般病床、精神病床、結核・感染症病床、療養病床をいいます。
損害率による保険料割増	＜割増＞ 過去の損害率に基づき保険料割増率を決定いたします。(契約年度が 8 年度目以降の場合、詳細は右頁の割増率テーブル表をご参照ください。契約年度 2～7 年度目の方は別途お問い合わせください。)ただし新規申し込みの場合は「告知事項申告書」に基づき引受保険会社が個別に設定する場合があります。
損害率算出式	損害率は以下の計算式で算出いたします。 $\text{損害率}(\%) = \frac{\text{成績計算期間中の保険金(注1)の合計額}}{\text{成績計算期間中の保険料(注2)の合計額}} \times 100 (\text{小数点第3位以下切り捨て})$ 注 1) 保険金：医師賠償責任保険部分についてお支払いした保険金（賠償金および争訟費用） 注 2) 保険料：医師賠償責任保険部分についての損害率による割増を適用する前の保険料（全病床の保険料）
成績計算期間	契約年度が 8 年度目以降の場合は契約年度の前々年度より過去 5 年間で計算します。 契約年度が 2 年度目～7 年度目の場合は別途お問い合わせください。 ＜例＞ 2015 年度（2015 年 9 月 1 日）更新の場合、 2009 年度～2013 年度（2009 年 4 月 1 日～2014 年 3 月末日）の 5 年間

割増率テーブル表（8 年度目以降の契約に適用）

過去 5 年間の 損害率	病床数区分				過去 5 年間の 損害率	病床数区分			
	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上		100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上
100%～120%	20%	20%	30%	30%	330%～360%	100%	130%	170%	200%
120%～140%	20%	30%	40%	50%	360%～390%	110%	150%	180%	230%
140%～160%	30%	40%	50%	60%	390%～420%	120%	160%	200%	250%
160%～180%	40%	50%	60%	80%	420%～450%	130%	170%	220%	270%
180%～200%	50%	60%	70%	90%	450%～480%	150%	190%	240%	290%
200%～220%	50%	70%	90%	100%	480%～510%	160%	200%	260%	300%
220%～240%	60%	80%	100%	120%	510%～540%	170%	220%	270%	300%
240%～260%	70%	90%	110%	130%	540%～570%	180%	230%	290%	300%
260%～280%	70%	100%	120%	150%	570%～600%	190%	240%	300%	300%
280%～300%	80%	110%	130%	160%	600%～	200%	250%	300%	300%
300%～330%	90%	120%	150%	180%					



ご加入にあたってのご注意

◆ご加入にあたってのご注意

①告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項はご加入に関する重要な事項です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。事実と異なる場合や事実が記載されていない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)) またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

③他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

④重大事由による解除について: 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

◆ご加入後のご注意

①通知業務

ご加入後に、加入依頼書等に★が付された事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入の住所等を変更した場合にも代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご加入後約2ヶ月が経過してもご加入者証が届かない場合は、団体窓口へご照会ください。

②このパンフレットは、医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険についてご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります。保険約款により、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

◆先取特権について

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆事故が発生した場合のご注意

(医師賠償責任保険)

医療業務に起因して他人の身体の障害が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(医療施設賠償責任保険)

保険事故(人格権侵害を含みます。)または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容と金額その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

また、保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

◆示談サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意下さい。

◆団体契約に関するご注意

本契約は、埼玉県医師会を被保険者とし、埼玉県医師会会員を被保険者とする医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は埼玉県医師会が有します。加入対象者は埼玉県医師会会員の方となります。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)・三井住友海上火災保険(株)

この保険契約は、上記の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2015年6月作成 15-T01774

新規にご加入の方…すべてご記入ください
既にご加入の方…打ち出しの内容をご確認ください

琦玉県医師会 御中 看護士保険加入依頼書(兼異動依頼書)

「ご加入者の建設事業」：私は、自分が保険契約者であることと加入者の建設事業であることを認識し、裏面に記載の「個人情報保護の取扱い」に同意する旨の「同意書」に署名し、以下の通り加入し、承諾します。

加入区分に○をしてください。

ご捺印ください。
法人役職印
もしくは
代表者の個人印

保険(補償)期間

◎保険料の払込みについて○印でお読みください。

保険料の払込

銀行振込

ない限り、当団体は現にご加入のタイプにて今年度の

こちらにご加入
の希望タイプと
保険料をご記入
ください。
※昨年ご加入
の方は同条件
タイプで打ち
出しをしており
ます。

契約種類に○をしてください。

(運動・交流・使用欄)

送れいり保証料 支払指図書	種類	品名・当座・定期	フリガナ		本店 支店
	振替 ○印		金額 振替	○銀行 ○他金 ○その他 ○他社 ○借入	
受取いり保証料	店号			一六人	(必ずカタカナで記入ください)
支店(二桁)	期日			名	
通くたい	25年				

病院の場合、パンフレットより
単価を転記のうえ、病床数
ご記入して計算してください。
※既にご加入の方は昨年の
加入タイプにおける単価が打
ち出されております。

果動保險資

追加

返戻

15-101771 2015年6月作成

新規加入、中途加入
の場合は必ずご記入
ください。